

○近畿大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会規程

(制定 令和5年3月1日)

(設置)

第1条 本学に、数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、文部科学省が定める「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に基づく認定プログラム（以下「プログラム」という。）を改善・進化させることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、学長が指名する委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(審議事項)

第4条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) プログラム（リテラシーレベル）の立案・実施に関する事項
- (2) プログラム（リテラシーレベル）の改善（授業内容・授業方法・シラバス記載の見直し、履修者数・履修率の向上、教員配置の見直し、教育効果の検証等）に関する事項

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、大学運営本部大学院・共通教育学生センターが行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるほか、委員会に関する必要な事項は、委員会の議を経て定める。

附則

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当面の間、近畿大学自己点検・評価専門部会（数理・データサイエンス・AI教育プログラムリテラシーレベル）の構成員をもって委員とし、部会長をもって委員長とする。